

新たなバイオマス活用推進基本計画の構成について（案）

前基本計画	新たな基本計画（[]内は各項目のキーワード）
まえがき バイオマスの活用をめぐる状況 （バイオマスの活用の推進の意義） （前基本計画策定後の推移） （前基本計画の目標の達成状況） （前基本計画の評価と課題）	まえがき バイオマスの活用をめぐる状況 （バイオマスの活用の推進の意義） （バイオマスの持続可能な活用の推進）【新設】 （前基本計画策定後の推移） （前基本計画の目標の達成状況） （前基本計画の評価と課題）
第1 バイオマスの活用の推進に関する施策についての基本的な方針 （法 20-2-1）	
1. 総合的、一体的かつ効果的な推進 法 3 2. 地球温暖化の防止 法 4 3. 循環型社会の形成 法 5 4. 産業の発展及び国際競争力の強化 法 6 5. 農山漁村の活性化 法 7 6. バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用 法 8 7. エネルギー供給源の多様化 法 9 8. 地域の主体的な取組の促進 法 10 9. 社会的気運の醸成 法 11 10. 食料・木材の安定供給の確保 法 12 11. 環境の保全への配慮 法 13	1. 総合的、一体的かつ効果的な推進 2. 地球温暖化の防止 3. 循環型社会の形成 4. 産業の発展及び国際競争力の強化 5. 農山漁村の活性化 6. バイオマスの種類ごとの特性に応じた最大限の利用 7. エネルギー供給源の多様化 8. 地域の主体的な取組の促進 9. 社会的気運の醸成 10. 食料・木材の安定供給の確保 11. 環境の保全への配慮
第2 バイオマスの活用の推進に関し、国が達成すべき目標 （法 20-2-2）	
1. 将来的に実現すべき社会の姿 2. 2025 年における目標設定の考え方 3. 2025 年における目標 （1）バイオマスの利用拡大 ① 家畜排せつ物 ② 下水汚泥 ③ 黒液 ④ 紙 ⑤ 食品廃棄物	1. 将来的に実現すべき社会の姿 2. 2030 年における目標設定の考え方 3. 目標 （1）バイオマスの利用率 ① 家畜排せつ物 ② 下水汚泥 ③ 黒液 ④ 紙 ⑤ 食品廃棄物

前基本計画	新たな基本計画（[]内は各項目のキーワード）
⑥ 製材工場等残材 ⑦ 建設発生木材 ⑧ 農作物非食用部 ⑨ 林地残材	⑥ 製材工場等残材 ⑦ 建設発生木材 ⑧ 農作物非食用部 ⑨ 林地残材
(2) バイオマス活用推進計画の策定 (3) バイオマス産業の規模	(2) バイオマス活用推進計画の策定 (3) バイオマス産業の規模

第3 バイオマスの活用の推進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. バイオマスの活用に必要な基盤の整備 法 22 <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済性が確保された持続可能な取組の強化 (2) 地域に利益が還元される取組の推進 (3) バイオマスの活用を促進する情報発信 2. バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等 法 23 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農山漁村における6次産業化の推進 (2) 下水汚泥の活用促進 (3) 木質バイオマスの活用推進 (4) 温室効果ガス削減に結びつく取組の強化 3. 技術の研究開発及び普及 法 24 4. 人材の育成及び確保 法 25 5. バイオマス製品等の利用の促進 法 26 <ul style="list-style-type: none"> (1) バイオマス発電による再生可能エネルギーの導入拡大 (2) バイオマスの熱利用の普及拡大 (3) バイオガスの効率的な利用促進 (4) バイオマスの特性に応じた高度利用の推進 (5) 地域の事情に応じた多段階利用の推進 6. 民間の団体等の自発的な活動の促進 法 27 | <ul style="list-style-type: none"> 1. バイオマスの活用に必要な基盤の整備 <ul style="list-style-type: none"> (1) 経済性が確保された持続可能な取組の強化 (2) 地域に利益が還元される取組の推進 (3) バイオマスの活用を促進する情報発信 2. バイオマス又はバイオマス製品等を供給する事業の創出等 <ul style="list-style-type: none"> (1) 農山漁村の活性化や所得向上に向けた取組 【再編】 (2) バイオマスの特性に応じた高度利用の推進 【再編】 <ul style="list-style-type: none"> ①家畜排せつ物の活用 ②下水汚泥の活用 ③食品廃棄物の活用 ④木質バイオマスの活用 (3) カーボンニュートラル実現に向けた取組の加速 【新規】 3. 技術の研究開発及び普及 4. 人材の育成及び確保 5. バイオマス製品等の利用の促進 <ul style="list-style-type: none"> (1) バイオマス製品利用の拡大 【新規】 (2) 再生可能エネルギーの導入拡大 【新規】 (3) 地域の特性に応じた多段階利用の推進 6. 民間の団体等の自発的な活動の促進 |
|--|---|

前基本計画		新たな基本計画（[]内は各項目のキーワード）	
7. 地方公共団体の活動の促進	法 28	7. 地方公共団体の活動の促進	
8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	法 29	8. 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	
9. 国の内外の情報収集等	法 30	9. 国の内外の情報収集等	
10. 国民の理解の増進	法 31	10. 国民の理解の増進	

第4 バイオマスの活用に関する技術の研究開発に関する事項（法 20-2-3）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 技術の研究開発を進める基本的な視点 2. 実用化を促進する技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> （1）持続可能なバイオマス活用技術の開発 （2）付加価値の高い製品等の創出 （3）混合利用等によるバイオマスの利用拡大 （4）バイオマスの効率的な利用を推進する技術の確立 3. バイオ燃料の普及拡大に結びつく技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> （1）草本や木本を利用したバイオ燃料の利用促進 （2）微細藻類等による次世代バイオ燃料の開発 4. バイオマス・リファイナリーを構築する技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> （1）バイオマスを効率的に有用物質に変換する技術の開発 （2）将来の需要を見据えた製品等の開発 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 技術の研究開発を進める基本的な視点 2. 実用化を促進する技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> （1）持続可能なバイオマス活用技術の開発 （2）付加価値の高い製品等の創出 （3）バイオマスの効率的な利用を推進する技術の確立 3. エネルギー地産地消の実現に資する技術の研究開発【新規】 <ul style="list-style-type: none"> （1）効率的・安定的なシステムの構築 （2）混合利用等によるバイオマスの利用を拡大【再編】 4. 脱炭素化を促進する技術の研究開発【新規】 5. バイオマス・リファイナリーを構築する技術の研究開発 <ul style="list-style-type: none"> （1）バイオマスを効率的に有用物質に変換する技術の開発 （2）将来の需要を見据えた製品等の開発 |
|--|--|

第5 バイオマスの活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項（法 20-2-4）

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 法 18 <ul style="list-style-type: none"> （1）地方公共団体の役割 （2）農林漁業者の役割 （3）バイオマス製品等の製造業者の役割 （4）非営利組織の役割 （5）国民の役割 | <ul style="list-style-type: none"> 1. 多様な関係者の適切な役割分担と連携・協力の強化 <ul style="list-style-type: none"> （1）地方公共団体の役割 （2）農林漁業者の役割 （3）バイオマス製品等の製造業者の役割 （4）金融機関の役割 【新規】 （5）非営利組織の役割 （6）国民の役割 |
|--|--|

2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

(7) アカデミアの役割 **【新規】**

法 20

2. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

※ 中項目や小項目については、今後の議論等を踏まえ、適宜、章立てや構成を変更。